

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開並びに事業計画者及び関係住民の合意形成を促進するための手続並びに紛争を解決するためのあっせんに関し必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、関係地域の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設(産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)
 - イ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
 - ウ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)
 - エ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置等 産業廃棄物処理施設の設置又は産業廃棄物処理施設に関する変更であって、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けるために行う産業廃棄物処理施設の設置
 - イ 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の事業の範囲(産業廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない産業廃棄物の種類を除く。)の変更であつて、同項の許可を要するもの
 - ウ 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲(特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない特別管理産業廃棄物の種類を除く。)の変更であつて、同項の許可を要するもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める産業廃棄物処理施設に関する変更
- (5) 事業計画者 産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。
- (6) 関係地域 産業廃棄物処理施設の設置等により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により、市長が定める地域をいう。
- (7) 関係住民 関係地域内に居住する者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。
- (8) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置等に伴い生ずるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者と関係住民との間で生ずる争いをいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、事業計画者に対し、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うとともに、関係住民に対し産業廃棄物処理施設の設置内容の周知に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適切にその調整を図るものとする。

(事業計画者及び関係住民の責務)

第4条 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民に対し、正確かつ誠実に当該産業廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供することにより、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業計画者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(以下「事業計画書」という。)及び規則で定める添付書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所

- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
 - (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
 - (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力(第2条第3号ア及びウに規定する施設である場合にあっては、産業廃棄物の積替えのための保管上限。産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (6) 産業廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設の設置等による周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の結果について、規則で定める事項を記載した書類(以下「生活環境保全対策書」という。)を添付しなければならない。

(関係地域の設定)

第6条 市長は、事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域を関係地域として定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を事業計画者に通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、事業計画書の提出があった旨、縦覧の場所その他規則で定める事項を告示し、当該事業計画書及び生活環境保全対策書を告示の日から1週間、規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(周知計画書の提出)

第8条 事業計画者は、第6条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに、関係住民を対象とした事業計画についての説明会(以下「事業計画説明会」という。)の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(事業計画説明会の開催等)

第9条 事業計画者は、規則で定めるところにより、第7条に規定する縦覧期間内に事業計画説明会を開催しなければならない。ただし、当該縦覧期間後において事業計画説明会を開催することについて正当な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 事業計画説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に事業計画説明会を開催する適当な場所がないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 事業計画者は、事業計画説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類の配布その他の方法により、事業計画について周知するよう努めなければならない。

- 4 市長は、関係職員を事業計画説明会に立ち合わせることができる。

(事業計画説明会等実施状況の報告)

第10条 事業計画者は、前条第1項から第3項までの規定により関係住民に対し、事業計画について周知を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況について、市長に報告しなければならない。

(関係住民の意見書の提出等)

第11条 関係住民は、規則で定めるところにより、事業計画について生活環境の保全の見地からの意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出することができる。

- 2 意見書の提出期限は、第7条の規定による告示の日から同条の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

3 市長は、意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書類(以下「意見書等」という。)を事業計画者に送付するものとする。

(事業計画者の見解書等の提出)

第12条 事業計画者は、前条第2項の規定により意見書等の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、意見書等に対する見解を記載した書類(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 事業計画者は、前項の規定により見解書を提出したときは、当該見解書に関する説明会の開催その他の方法により、関係住民に対し、当該見解書について周知を図らなければならない。

3 事業計画者は、前項の規定により関係住民に対し見解書について周知を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況について、市長に報告しなければならない。

(指導又は助言)

第13条 市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、関係地域の生活環境の保全上の見地から、事業計画者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うものとする。

- 2 市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて第23条第1項に規定する越谷市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。

(審査結果通知等)

- 第14条 市長は、意見書及び見解書の内容を勘案し、関係地域の生活環境の保全並びに紛争の予防及び調整の見地から、事業計画書について審査し、その結果を審査結果通知書により事業計画者に通知するものとする。
- 2 事業計画者は、[前項](#)の審査結果通知書の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容について市長に報告しなければならない。
(生活環境保全協定の締結)
- 第15条 市長は、事業計画者と関係住民の間において、産業廃棄物処理施設の設置等に関し、生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定(以下「生活環境保全協定」という。)を締結するよう求めることができる。
- 2 事業計画者及び関係住民は、[前項](#)の規定による求めがあったときは、生活環境保全協定を締結するよう努めなければならない。
- 3 市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。
- 4 事業計画者は、生活環境保全協定を締結したときは、遅滞なく、当該生活環境保全協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。
(産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付)
- 第16条 市長は、産業廃棄物処理施設の設置等に関し、[第14条第2項](#)の規定による報告の内容が相当と認めるときは、事業計画者に対し、産業廃棄物処理施設設置等承認書を交付するものとする。
- 2 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前(当該産業廃棄物処理施設の設置等が法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあっては、当該許可を申請する前)までに[前項](#)の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けなければならない。
(事業計画書等の変更の届出)
- 第17条 事業計画者は、[前条第1項](#)の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けた後、事業計画書、生活環境保全対策書又は周知計画書の内容を変更して産業廃棄物処理施設の設置等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 [前項](#)の規定による変更をする場合には、[前条](#)までの規定による手続きを行わなければならない。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合はこの限りでない。
(事業計画の廃止の届出等)
- 第18条 事業計画者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、[前項](#)の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。
(あっせん)
- 第19条 事業計画者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申出をすることができる。
- 2 市長は、[前項](#)の申出があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、[この条例](#)に規定する手続きを誠実に実施していない者からの申出であるときその他紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、あっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を事業計画者及び関係住民に通知するものとする。
- 4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、事業計画者及び関係住民に対し、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 市長は、あっせんを行う場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要に応じて[第23条第1項](#)に規定する越谷市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。
(あっせんの打ち切り)
- 第20条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- 2 市長は、[前項](#)の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を事業計画者及び関係住民に通知するものとする。
(施設の公開)
- 第21条 産業廃棄物処理施設の設置等をした者は、関係住民の求めに応じて、当該産業廃棄物処理施設を公開するよう努めなければならない。
(産業廃棄物処理施設の協定の承継)
- 第22条 産業廃棄物処理施設の設置等をした者から当該産業廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について[第15条第1項](#)の協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、当該協定の内容についても承継しなければならない。
- 2 承継者は、産業廃棄物処理施設に関し、関係住民から新たに関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 市長は、関係住民が承継者と[前項](#)の協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

(越谷市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会)

第23条 市長の諮問に応じ、紛争の予防及び調整に係る重要事項について調査し、及び審議するため、越谷市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員4人以内で組織し、法律又は産業廃棄物の処理に関し専門知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に補欠が生じたときの委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3号に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告の徴収)

第24条 市長は、[この条例](#)の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、報告を求めることができる。

(勧告)

第25条 市長は、事業計画者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業計画者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。

(2) 正当な理由がなく事業計画説明会を開催しないとき。

(3) 正当な理由がなく見解書を提出しないとき。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、[この条例](#)に規定する手続きの全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

(公表)

第26条 市長は、[前条](#)の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(事業計画が廃止されたものとみなす場合)

第27条 事業計画者が[第16条第1項](#)の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けてから3年以内に当該産業廃棄物処理施設の設置等に着手しないとき(当該産業廃棄物処理施設の設置等が法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあっては、当該許可を申請しないとき。)は、当該事業計画について[第18条第1項](#)の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。

2 [第18条第2項](#)の規定は、[前項](#)の規定により事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす場合について準用する。

(隣接する市町の長との協議等)

第28条 市長は、[第6条第1項](#)の規定により関係地域を定める場合において、関係地域とすべき地域に本市に隣接する市町の区域が含まれるときは、当該区域における[この条例](#)の手続きその他の行為について、当該隣接する市町の長と協議し、必要に応じ当該市町の長に協力を求めるものとする。

(適用除外)

第29条 [この条例](#)の規定は、移動式の廃棄物処理施設(規則で定めるものを除く。)については、適用しない。

(委任)

第30条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 [この条例](#)の施行の日の前日までに埼玉県知事から[第16条第1項](#)の産業廃棄物処理施設設置等承認書に相当する書面の交付を受けた事業計画者に係る当該事業計画については、[第5条](#)から[第20条](#)までの規定は適用しない。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 [越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例\(昭和36年条例第4号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略